

(案)

ツキノワグマ出没時
対応マニュアル

石巻市

令和7年〇月

目 次

背景・目的・定義	1
1 目撃通報時の対応	3
2 連絡体制	4
3 役割分担	5
4 緊急性の判断例	6
5 緊急銃猟の流れ	7
6 緊急銃猟時の体制	8
7 現場における行動フロー	10
8 緊急銃猟時の確認チェックリスト	16
9 緊急銃猟を行う捕獲者に係るチェックリスト	17
○ 参考、様式等	18
許可権限	18
保険加入状況	18
準備物品	18
緊急銃猟実施報告様式	20
緊急銃猟損失補償請求書	26
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	27
事例紹介	31

1 背景

近年、ツキノワグマやイノシシ等の大型獣が市街地や集落に出没する事例が発生し、住民の不安が深刻化している。従来の狩猟制度や有害鳥獣捕獲制度では、実施区域・期間の制限や手続き上の制約から、突発的な出没事案に迅速に対応することが困難であった。

このため、住民の生命・身体の安全を確保する観点から、緊急的な捕獲体制の整備が求められ、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号。以下「法」という。)」の改正により緊急銃猟制度の創設に至った(令和7年9月1日施行)。

緊急銃猟は、日常生活圏において危険鳥獣が出没した場合に、有害鳥獣捕獲では対応できない状況に即応し、銃器を用いた捕獲を可能とするものである。

2 目的

ツキノワグマの出没等に対応する際には多数の法令を遵守する必要があるほか、関係機関との連携など迅速さと安全確保を両立させなければならず、事前の準備がなければ対応は困難である。このマニュアルは、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行令(平成14年政令第391号。以下「施行令」という。)」第1条に規定される危険鳥獣のうち、ツキノワグマが日常生活圏に出没した場合に備えて、初期段階における情報共有や連携及び対応を定め、未然に被害発生の防止を図る。また、緊急銃猟を迅速かつ安全に行うための体制と準備を整えることを目的とする。

3 定義

(1) 緊急銃猟

危険鳥獣が日常生活圏内に出没し人身被害の危険性が認められる際に、安全確保を十分にした上で、市町村長が法第34条の2に基づき行う銃猟。

(2) 有害鳥獣捕獲

学術研究、鳥獣の保護または管理等の目的で、法第9条に基づいて環境大臣若しくは都道府県知事が許可する捕獲行為。

(3) 緊急捕獲

上記の有害鳥獣捕獲の一部。クマ等の日常生活圏への出没や錯誤捕獲等により、人身被害等の危険性があり、銃器により緊急に捕獲を行う場合において口頭で申請及び許可を行える。

(4) 捕獲者

緊急銃猟実施に当たり、市町村長から委託を受けて危険鳥獣への銃猟を行う者(射手)。

(5) 危険鳥獣

ツキノワグマ、イノシシ

(6) 錯誤捕獲

本来捕獲したい鳥獣ではない別の鳥獣がわなにかかること。

(7) 危険猟法

爆発物、劇薬、毒物を使用する捕獲。麻酔薬に使用されることのある塩酸ケタミン等の施用量によっては危険猟法に該当する可能性があり、該当した場合には環境大臣の許可が必要。

(8) 住居集合地域

200m以内に人家が10軒以上ある場所を示す。ビニールハウスなどは人家に含まない。緊急捕獲の場合、住居集合地域は警察官職務執行法による発砲命令が必要である。

(9) 麻酔銃猟

麻酔薬を用いた銃猟。(3)緊急捕獲を住居集合地域で行う場合には、都道府県の許可が必要となる。

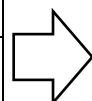
(10) 猟友会

管内における狩猟免許所持者で構成される団体。(鳥獣被害防止措置法に基づき市町村が設置する有害鳥獣捕獲、被害防止対策等の実践活動を行う実施隊を設置している自治体もある)

1 目撃通報時の対応

通報があった場合、下記の要件を聞き取り、関係機関へ周知を行う。

項目	詳細
通報者の情報	氏名、連絡先
人身被害の情報	ケガの有無や程度
区分	目撃、痕跡、その他
日時	目撃日時 ※同一個体と思われる危険鳥獣の目撃者が複数いる場合、全員から聞き取った情報をつなげ、進行方向などを予測し警戒範囲を推測したりする。
場所	地番（座標）、環境、誘引物
進行方向	逸走した場合は危険鳥獣が向かった方向（山林 or 人の日常生活圏）を把握
個体の情報	・頭数（親子）・大きさ・行動（逃げた／その場に留まった／向かってきたなど）・危険鳥獣と判断した特徴の確認（見間違いの可能性）
目撃時の状況	目撃者の行動（自動車運転中等）、個体までの距離
対策実施	誘引物除去、刈払い、追払い等



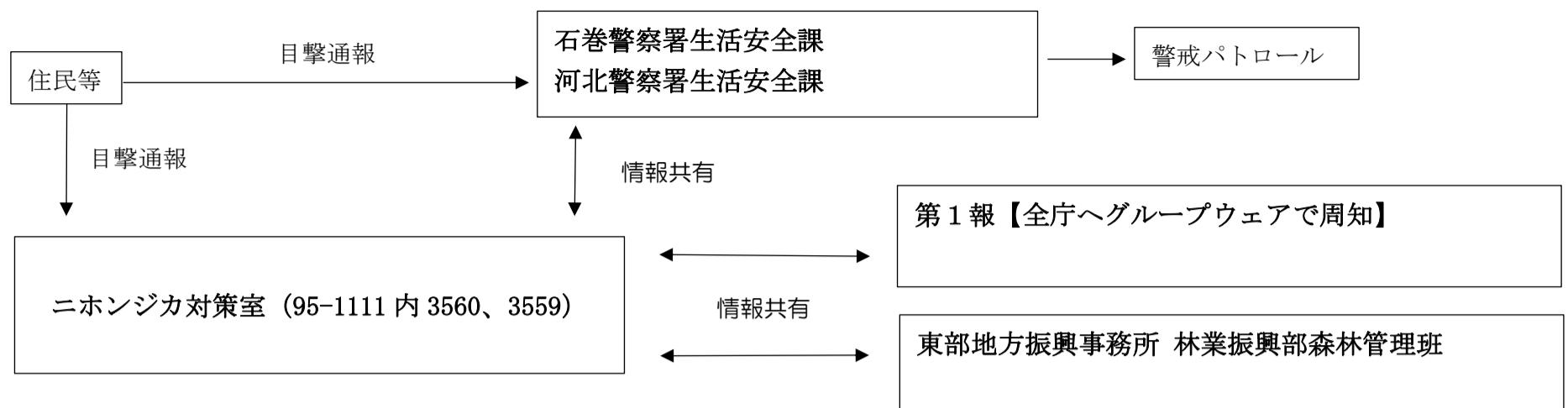
○公式HP、SNS、防災無線等による出没情報の周知
・警察署
・県地方振興事務所 林業振興部
・府内（学校安全推進課へは休日、夜間でも電話連絡）

○県自然保護課へ報告（電子申請システム）により県HP掲載

出没場所や出没個体の行動から緊急銃猟に該当し得ると判断される場合には、警察署をはじめ関係機関に連絡し、現場対応を行う者と事務室に残り緊急銃猟の準備を行う者に分かれ、速やかに対応を行うものとする。特に、駅前・商業施設等の出没である場合には捕獲者にも同時に連絡を入れる。

なお、自己防除を行っているが農作物等被害が発生する場合、緊急の人身被害発生の懸念は少ないが日常生活圏内に留まる等しており、捕獲が必要と判断される場合は、県東部地方振興事務所に対して有害鳥獣捕獲申請を行うことを検討する。

2. ツキノワグマ目撃通報時の対応・連絡体制



Ⓐ 一時的な目撃情報【日中・休日】

- ① 巡回 (必要に応じ) ニホンジカ対策室または総合支所
- ② 広報 防災無線 ニホンジカ対策室⇒総合支所または危機対策課
公式ライン ニホンジカ対策室
ホームページ ニホンジカ対策室
ラジオ石巻 ニホンジカ対策室⇒秘書広報課 (状況により実施)
※総合支所・教育委員会 (学校安全推進課) へは電話連絡

Ⓑ 一時的な目撃情報【夜間・退庁後】

- ① 巡回 (必要に応じ) ニホンジカ対策室または総合支所
- ② 広報 防災無線 夜間は実施しない
公式ライン ニホンジカ対策室 (翌朝)
ホームページ ニホンジカ対策室 (翌朝)
※総合支所・教育委員会 (学校安全推進課) へは電話連絡

Ⓒ 同一地区で同一個体の断続的移動・目撃【日中・休日】

- ① 巡回 (ニホンジカ対策室、農林課、環境課、総合支所)
- ② 広報 防災無線 ニホンジカ対策室⇒総合支所または危機対策課
公式ライン ニホンジカ対策室
ホームページ ニホンジカ対策室
ラジオ石巻 ニホンジカ対策室⇒秘書広報課 (状況により実施)
- ③ カメラ等による動物の特定 ニホンジカ対策室
- ④ 追払い (猟友会・ニホンジカ対策室随行)
- ⑤ 箱わなの設置 (猟友会) →事前に緊急捕獲許可 (口頭)
ニホンジカ対策室⇒東部地方振興事務所
※総合支所・教育委員会 (学校安全推進課) へは電話連絡

Ⓓ 同一地区で同一個体の断続的移動・目撃【夜間・退庁後】

- ① 巡回 (状況に応じ) ニホンジカ対策室、農林課、環境課、総合支所
- ② 広報 ホームページ・公式ライン ニホンジカ対策室
(状況に応じて翌朝)
※総合支所・教育委員会 (学校安全推進課) へは電話連絡

応援要請

東部地方振興事務所 林業振興部森林管理班

Ⓔ 緊急銃猟の4つの条件を満たす場合(※)

- 緊急銃猟準備 (市長判断)
 - ・総括・銃猟 (ニホンジカ対策室)
 - ・広報 1 ホームページ・ラジオ (秘書広報課)
 - ・広報 2 防災無線、ライン (危機対策課)
防災無線 (総合支所)
 - ・住民屋内退避 (危機対策課・総合支所)
 - ・交通制限 (地域安全推進課・道路課) 警察署
 - ・巡回広報 (環境課・総合支所)
 - ・土地管理者調整 (農林課・総合支所)

【日没後】

- 警察官命令による銃猟
(警察官職務執行法)

【麻酔銃依頼】

- 東北野生動物保護管理センター

緊急銃猟 (市長判断)

市長 (ニホンジカ対策室⇒猟友会)

(※) 緊急銃猟の4つの条件 (環境省 ガイドライン)

- ・場所 / 住居、広場その他の人の日常生活の用に供されている場所又は乗物に侵入していること又は侵入するおそれがある
- ・緊急性 / 人の生命又は身体に対する危害を防止するための措置を緊急に講ずる必要がある
- ・方法 / 銃猟以外 (追払い・箱わな・麻酔) の方法によっては的確かつ迅速に当該危険鳥獣の捕獲等をすることが困難
- ・安全性の確保 / 人に弾丸の到達するおそれ、その他の人の生命又は身体に危害を及ぼすおそれがない

3 役割分担

役割の明確化を行うことで、出没した際にも迅速かつ適切な対応を行えることから役割体制は次のとおりとし、状況により相互に支援する。

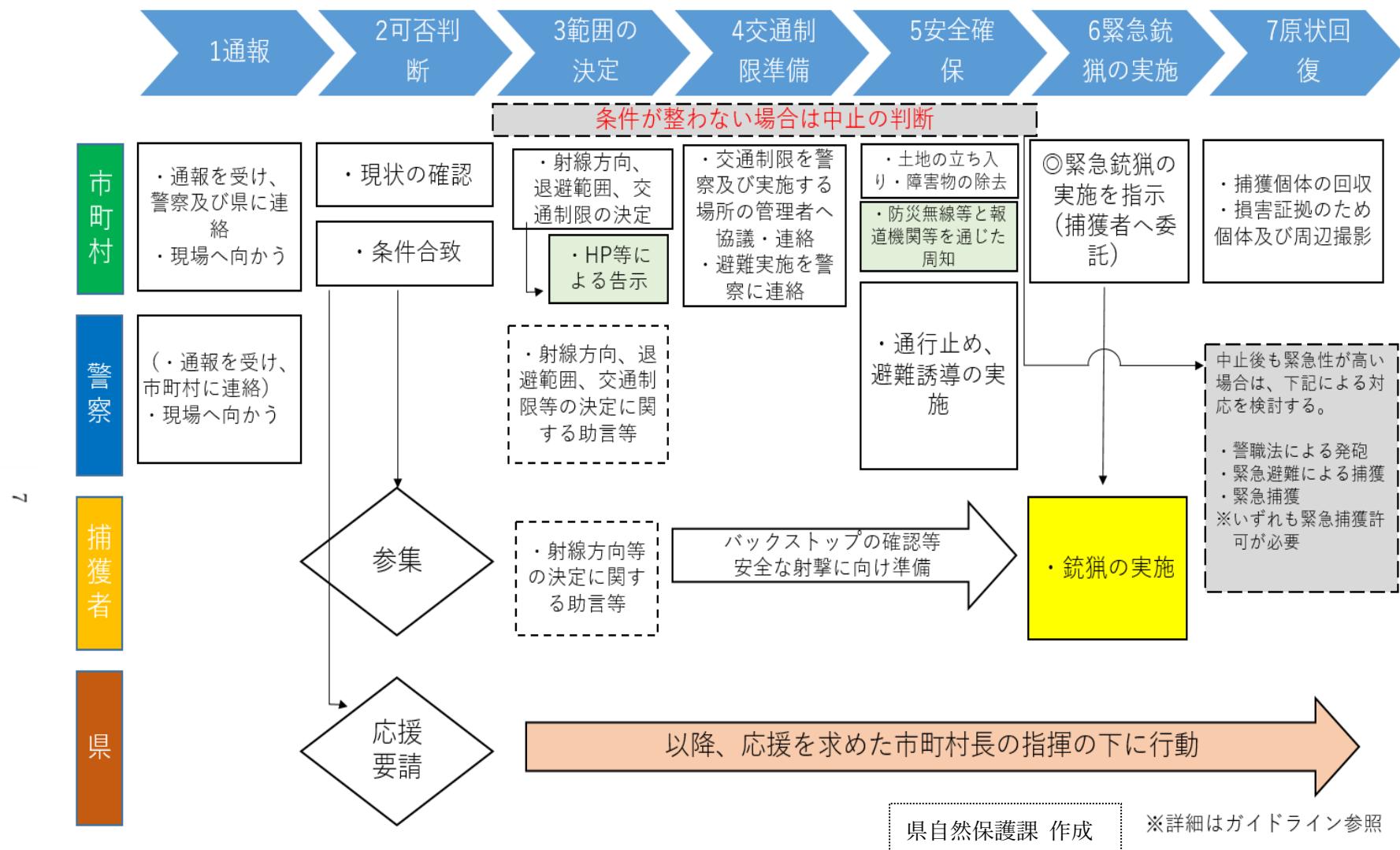
対応者	役割	P 4 該当箇所
石巻市長	・緊急銃猟実施の決定	⑤
ニホンジカ 対策室	・住民への注意喚起 (HP、公式 SNS) ・関係機関 との連絡調整 ・現場の指揮 ・記録 ・原状 回復及び損失補償 ・捕獲個体の処理	④⑤⑥⑦⑧⑨
総合支所	・住民への注意喚起 (防災無線) ・巡回広報 ・住民屋内退避⑤	④⑤⑥⑦⑧⑨
学校安全推進課	・目撃情報を近隣の学校等へ連絡	④⑤⑥⑦⑧⑨
子ども保育課	・目撃情報を近隣の保育所等へ連絡	④⑤⑥⑦⑧⑨
危機対策課	・住民への注意喚起 (防災無線・公式 SNS⑤)、 住民屋内退避⑤	④⑤⑥
環境課	・巡回広報	④⑤⑥⑦
農林課	・巡回広報④⑤ ・土地管理者、地権者への説明⑤	④⑤⑥⑦
秘書広報課	・住民への注意喚起 (HP、ラジオ)	⑤
地域安全推進課	・交通制限 (警察署と連携)	⑤
地域振興課	・鉄道施設の管理者、路線バス運行者との調整	⑤
道路課	・交通制限 (警察署と連携・市道)	⑤
上記以外の所属	所管する施設における情報提供や誘導など、 利用者の安全確保に努める	④⑤⑥⑦⑧⑨
警察署	・交通制限、安全確保、パトロール ・緊急銃猟の実施に関する助言等 (実施場所、 射線等)	④⑤⑥⑦⑧⑨
県東部地方振興 事務所林業振興 部	・市町村の応援要請に応じ市の指揮の下行動 ・有害鳥獣捕獲 (箱わな) 及び緊急捕獲の許可 ・緊急捕獲の際の住居集合地域等における麻 酔銃猟の許可	④⑤
環境省東北地方 環境事務所	・危険獣法 (劇薬、毒物等使用) 時の許可	⑤
猟友会	・捕獲場所、追い払い等に関する助言 ・出没箇所の調査 (誘因物、移動ルート等) ・緊急銃猟の実施者	④⑤
東北野生動物保 護管理センター	・麻酔 (銃・吹き矢) による捕獲	⑤

4 緊急性の判断例

市街地や集落における逸走等も想定し、追い払い、箱わなの設置、麻酔（銃・吹き矢）、銃猟の順に検討する。

場所	緊急性	対応	周知方法
山林 ① 登山、山菜採時の目撃等 ② 錯誤捕獲	① 低 ② 高	① 注意喚起 ② 緊急捕獲	①公式 HP、SNS 等に掲載
農地・養魚場等 ① 一時的な出没 ② 農作物等被害 ③ 人家等が隣接している場合 ④ 錯誤捕獲	① 低 ② 中 ③ 高 ④ 高	① 経過観察、周知、誘因物除去等 ② 原則、追い払い、自己防除の実施、誘因物の除去（未利用作物、残滓等）、状況によって有害鳥獣捕獲申請を検討 ③ 緊急を要する場合は緊急銃猟を検討、それ以外は有害鳥獣捕獲申請を検討 ④ 緊急捕獲(法第 38 条に該当する場合は麻酔使用により移送後の止め刺し、または緊急銃猟)	【共通】 公式 HP、SNS 等に掲載。 状況によっては広報車、防災無線の利用 ③緊急銃猟時は状況により戸別説明等
山林内の集客施設（キャンプ場等）	中	注意喚起、誘因物対策（ゴミ、釣り堀）、電気柵設置、状況によっては一時閉鎖や有害鳥獣捕獲申請を検討	公式 HP、SNS 等に掲載。 状況によっては広報車、防災無線の利用
市街地等 ① 一時的な出没 ② 一定区域で複数回出没 ③ 人家、商業施設等（敷地内、建物内）への侵入	① 中 ② 高 ③ 高	① 経過観察、周知、可能であれば追い払い（危険鳥獣の移動経路を確保できる場合） ② 誘因物の除去（ゴミ、未利用作物、残滓等）、状況によって有害鳥獣捕獲申請を検討 ③ 緊急銃猟の検討	【共通】 関係各所に周知 公式 HP、SNS 等に掲載、状況により広報車、防災無線の利用 ③ 緊急銃猟時は状況により戸別説明等

5 緊急銃猟の流れ



6 緊急銃猟時の体制

(1) 役割分担

役割	対応者	内容
捕獲者	猟友会（初弾で危険鳥獣の動きが止まらないことを想定し複数が望ましい。）	射手
捕獲者サポート	猟友会	照明、盾等による物理的、技術的な射手のサポート
現場指揮	ニホンジカ対策室 1名 総合支所 警察署	銃猟実施までの状況確認、指示等を担当 ・県、猟友会の助言を受ける
記録	ニホンジカ対策室 1名	ビデオカメラ等での記録
情報連絡	ニホンジカ対策室 1名 秘書広報課 1名 総合支所	事務室または現場において各所との連絡調整及び現場指揮者に情報伝達
広報	秘書広報課 1名 危機対策課 1名 環境課 2名 総合支所 警察署 東部地方振興事務所	公式HP、SNS掲載、防災無線及び広報車での呼びかけ
交通制限	地域安全推進課 2名 警察署 東部地方振興事務所	建設部の対応が必要な場合も想定する
屋内退避	危機対策課 2名 総合支所 警察署 東部地方振興事務所	付近の住民へ屋内退避を呼びかける
土地管理者等との調整	農林課 2名 総合支所	土地の立入りの際に、場所の管理者・地権者と調整を行う。初期の対応であるため兼務する。
原状回復	ニホンジカ対策室 2名 猟友会	個体処分と原状回復

※対応者は状況に応じて役割を兼務または相互に支援し、状況により増減する。

7 現場における行動フロー

1 【緊急銃猟の実施可否判断】	現場指揮から実施の可否の判断を受け状況の整理を行う。
2 【交通制限・退避の範囲の決定】	《現場指揮者→市長》 《担当課→周知》 交通制限や退避が決定した場合には、ホームページや防災無線を用いて周知する準備を行う。
3 【通行制限・避難誘導】	《担当課→公表》 ホームページ又はSNS、防災無線等における周知（通行制限を行う場所・期間・制限の内容を明示）。
4 【土地の立ち入り】	
5 【緊急銃猟の実施を指示（委託）】	《現場指揮者→市長→現場指揮者》 市長が緊急銃猟の実施を指示。
6 【捕獲】	緊急捕獲となった場合には（許可権者）が口頭で捕獲許可。
7 【原状回復】	《情報連絡員→市長→公表》 個体捕獲完了後、安全措置解除等の連絡を受け防災無線等により広報する。
8 【捕獲後の事務処理】	緊急銃猟の実績の記録 出没記録、捕獲記録、対応記録等の報告をまとめたものを当日中に関係機関へ情報共有を行うほか、必要に応じて報道機関への広報を行う。 ・連絡先 ア 県 イ 警察署 ・報道機関への広報

1 緊急銃猟の実施可否判断	
(1) 現地の状況確認 (警察、猟友会との合同)	《現場指揮者、警察、猟友会》
確認項目 ○通報の対象は危険鳥獣か	
(2) 緊急銃猟の実施を決定	《現場指揮者 → 市長》
確認項目（次の4点全て） 【場所】危険鳥獣が、住居、広場その他の人の日常生活の用に供されている場所又は電車、自動車、船舶その他の人の日常生活の用に供されている乗物に侵入していること又は侵入するおそれが大きいこと。 【緊急性】当該危険鳥獣による人の生命又は身体に対する危害を防止するための措置を緊急に講ずる必要があると認める場合。 【方法】銃猟以外の方法によっては的確かつ迅速に当該危険鳥獣の捕獲等をすることが困難。 【安全性の確保】銃猟によって人に弾丸の到達するおそれ、その他の人の生命又は身体に危害を及ぼすおそれがないと認めるとき。	
(3) 捕獲者の出動	《情報連絡員 → 捕獲者》
○捕獲者は緊急銃猟の実施決定報告を受け、猟銃を携帯・運搬し現地に出動する。	
(4) 県への応援要請、連絡	《現場指揮者 → 情報連絡員 → 県》
○応援要請を行わない場合でも、緊急銃猟実施検討中であることを連絡すること。	

※ただし、発見者からの通報内容等を勘案し、特に早急な対応が必要であると判断される場合は、現地の状況確認を省略して捕獲者の参集を行う。

2 【射線方向・交通制限・退避の範囲の決定】	
(5) 射線方向を決定 捕獲者・警察・県（応援要請の場合） と相談の上決定	《現場指揮者 → 市長へ報告》
<p>射線方向（発射した銃弾に直接被弾するおそれがある範囲）にはバックストップがあることを確認。射線方向には屋内外を含め人がいない状態とする。以下の5点に当てはまる場合には、必要に応じて退避などの対策を行う。</p> <p>なお、決定に当たっては住宅地図、航空写真等を用い、使用する銃種、銃弾の種類に応じた射程距離を念頭に決定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●射線方向に人家がある。→屋外へ避難誘導を行う。 ●跳弾により射線方向から外れた場合に、人家等に当たる可能性がある。 →屋内退避、屋内では危険場合は避難誘導を行う。 	

- 弾丸が引火物や爆発物に到達するおそれがある。→原則行わない。
- 避難のため屋外に出ることにより、危険鳥獣と鉢合わせる可能性があるため、退避出来ない場合がある。上記3つの●のいずれかに該当するが、退避行動がとれない場合は安全に行えないため中断する。
- 半矢状態になり、危険鳥獣が暴れる可能性がある。半矢状態となってより興奮させる恐れがあるため、捕獲者が1発で捕獲できないと判断した場合にも中断する。

<p>(6) 交通制限の実施、退避範囲を決定 (警察・県との相談の上決定)</p>	<p>《現場指揮者 → 市長へ報告、情報連絡員 → 交通制限係、屋内退避係、広報担当者》</p>
<p>射線方向に道路等が含まれる場合及び跳弾の可能性がある場合には交通制限を行う。土地の立ち入りに際し、許可が必要な場合はこの時点から地権者等への確認を行っておく。</p>	

<p>3 【交通制限・屋内退避・一般への周知】</p>	
<p>(7) 制限範囲決定後、管理者への協議・連絡、一般への周知</p>	<p>《情報連絡員、広報担当者》</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○制限範囲に鉄道が含まれる場合には鉄道会社への協議。 ○制限される場所について管轄警察署への連絡。 ○道路が含まれる場合は道路管理者への連絡。 ○その他公共施設、大規模民間施設が含まれる場合は、各管理者に連絡。 ○一般への周知。 	
<p>(8) 交通制限、退避の実施及び完了確認</p>	<p>《交通制限係、屋内退避係 → 情報連絡員 → 現場指揮者》</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○各係は情報連絡員からの指示に従い、交通制限及び関係者の退避誘導を実施(交通制限時にコーン等工作物の設置には道路法に基づき道路管理者の許可が必要であることから、車両や職員配置により制限範囲を区別する)。 ○制限範囲内の安全の確保を確認後、情報連絡員に完了報告。 	
<p>(9) 報道機関対応</p>	<p>《広報担当者》</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○報道機関からの問い合わせ、制限範囲内への立ち入り禁止等の対応。 	

<p>4 【土地の立ち入り、障害物の除去】</p>	
<p>(9) 土地の立入を行い、障害物を除去する</p>	<p>《地権者との調整係、捕獲者、捕獲者サポート、現場指揮者、記録者》</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○地権者との調整係は住宅地図等から地権者・管理者を確認し、緊急銃猟実 	

施までに土地・建物の使用及び障害物の除去等について許可を得ていることが望ましい。

○地権者等への説明の際には、緊急銃猟実施に伴い被った損失は補償請求できる旨を説明すること。

説明の例：損失の補償を受けようとする者は、緊急銃猟の実施権者である市長にその請求を行うこととなっており、損失に対する補償の要否及び補償額については、請求を受けた市長が審査、決定し請求者に対し通知します。

○土地の立入り等による措置として、銃器の使用のために必要な付随的行為（例えば射線上の支障枝の除去等）を行った場合は損失補償の対象となるので、記録を残す。

○捕獲者を含め土地に出入り者は、身分を証する証票を携帯する（捕獲者は識別できる腕章等を着用）。

5 【緊急銃猟の実施を指示（委託）】

(10) 市長は、現地状況等を総合的に勘案して、捕獲実施の可否を判断	《現場指揮者 → 市長》
○捕獲者・警察官・県等の助言を参考に、現地状況等を総合的に勘案して、捕獲実施の可否を判断する。	
○日出前及び日没後に銃猟はできない（夜間銃猟に該当するため、麻酔銃を除き原則屋外で実包を用いた緊急銃猟は行わない）。	
○緊急捕獲指示前までに捕獲者が捕獲者の要件を満たしているか、チェックリスト（国ガイドライン P68）により確認しておく。	
(11) 緊急銃猟の実施を指示（委託）	《現場指揮者 → 捕獲者・捕獲者サポート》
○現場指揮者は捕獲者に緊急銃猟の実施を指示し証票を渡す。	
○現場指揮者は、緊急銃猟実施指示に当たり、弾丸を到達させるべきはない危険性の高い物件の取扱（危険物・引火物（取扱工場や埋設物含む））の情報、できる限り損壊すべきではない物件（社寺仏閣、貴重品等）や危険鳥獣に関する情報などの外、緊急銃猟を中止する場合の合図の方法を捕獲者に伝達する。	
○捕獲状況の記録に当たっては捕獲者が希望、了承した場合に限り緊急銃猟の実施内容について後日証明できるよう、ビデオカメラ等で撮影記録を行う。	

6 【捕獲】

緊急銃獵

緊急銃獵が実施不可能な場合、第2段階に進む前に緊急捕獲許可が必要。
(権限移譲をしていない石巻市では、県東部地方振興事務所林業振興部の許可が必要となる。)

○捕獲者は前述5(11)の現場指揮者からの伝達事項を踏まえ、緊急銃獵を実施する。この場合発砲のタイミング等銃獵の実行行為については、捕獲者に委ねる。

○捕獲者を複数配置する場合には、発砲の順序を予め決定しておく。

○危険鳥獣が攻撃等してきた場合に備え、捕獲者サポートの配置や発砲後の退避箇所を確認しておく。

緊急銃獵が中止となったが、人身害発生の危険性・緊急性が依然として高い場合の対応

○現場の警察官による警察官職務執行法第4条第1項に基づく命令により捕獲

○警察官の命令がない又は命令を受けられない状況であり、緊急避難（刑法第37条第1項）に該当すると判断して捕獲

※ 緊急避難とは、追い払いや他の方法がなく、危険が直接に切迫した状態でこれを避けるために他に方法がない等やむを得ない場合に法的許可なく止むを得ず捕獲すること。

緊急銃獵が中止となり、かつ、人身害発生の危険性・緊急性が低下した場合（山林等への移動の場合）

○山林等へ移動したが、再度、日常生活圏に出没する恐れがある場合は、有害鳥獣捕獲申請を検討

(12) 緊急銃獵を実施出来ない場面において、箱わなの設置をする場合

屋内から出てこず、屋内では緊急銃獵が実施出来ない場合等、該当個体の位置が判明しているものの、銃を発砲出来ない場合に限定される。なお、緊急銃獵ではないため、県の捕獲許可が必要となる。

※ツキノワグマの緊急捕獲の権限が移譲されていない石巻市では許可が必要

(13) 捕獲完了の報告

現場指揮者は、緊急銃獵の完了を市長に報告する。

(14) 緊急性が回避若しくは中止された場合

危険鳥獣の移動により人身被害発生の危険性が回避、若しくは、1(2)

の確認項目いずれかが欠けた場合は、関係者と相談の上、現場指揮者は緊急銃猟を実施しないことを予め決めていた合図により速やかに中止を指示し、腕章を回収する。

(15) 捕獲中止の報告

現場指揮者は、緊急銃猟の中止について、市長に報告する。

7 【原状回復等】

(16) 生死確認、状況確認

《捕獲者、捕獲者サポート、獣友会、現場指揮者、記録者》

- 捕獲個体の生死等の安全確認後、個体の状態や、跳弾はないか、どこに着弾したかなど弾丸の有無の確認を捕獲関係者で行う。
- 損失補償のためにも個体及び周辺（特に着弾、跳弾部分）の撮影をしておく。
- 捕獲個体の体長、体高、前足の大きさ、体重、性別、推定年齢、胃の内容物を記録する。
- 捕獲個体の生死の確認が終了するまでは、捕獲者及び捕獲者サポートにより万が一の危険に備える。

(17) 個体回収・処理、原状回復

《獣友会、現場指揮者、記録者》

- 捕獲個体の回収、捕獲による汚物等の回収・清掃、必要に応じて消石灰等による消毒、薬莢等の捕獲に使用した資機材を回収する。
- 回収した捕獲個体は、焼却・埋設等により適切に処理する。
- 回収、原状回復状況を記録する。

(18) 安全確保措置解除

《現場指揮者 → 市長、情報連絡員 → 交通制限係、屋内退避係、広報担当者》

- 安全確認が終わり次第、市長にその旨報告するとともに、通行制限を含む安全確保措置を解除する。
- 関係者（警察、鉄道・道路・各種施設管理者、土地の地権者等）、担当部局課、総合支所、県東部地方振興事務所林業振興部へ連絡する。
- 公式HP、SNS、広報車、防災無線等により交通制限等解除を周知する。

8 【捕獲後の事務処理】

(19) 緊急銃猟の実績の記録

《現場指揮者、記録者、担当部局》

- 現場指揮者及び記録者は出没記録、捕獲記録、対応記録等の報告をまとめ、担当課に報告。
- 担当部局は様式（P20 実施報告様式）により県に報告を行う。

(20) 損失補償	《担当部局》
<ul style="list-style-type: none"> ○土地の地権者等に対して再度、緊急銃猟による損失は補償対象であることを説明し、別紙参考様式を提供することとともに連絡先を伝達する。 ○可能な限り、緊急銃猟実施当日に、損失の有無を確認するよう努める。 ○事後的に確認できた場合には、担当部局宛てに連絡するよう依頼する。(事後の場合には因果関係が証明することが難しい場合があるため、担当によって状況を確認する。) ○損失が発生したと思われる場合には、相手からの請求が必要となる。 P 2 6 「緊急銃猟損失補償請求書」を原則 1 か月以内に請求するよう依頼。 	
(21) 緊急銃猟の実績の記録	
<ul style="list-style-type: none"> ○緊急銃猟の実績の記録（速報 3 日以内、正式版 7 日以内） 報告様式 P 2 0 「緊急銃猟実施報告様式」を使用し、自然保護課へ送付する。 	

緊急銃猟時の確認チェックリスト

条文等	条件	✓
人の日常生活圏への侵入 (法第 34 条の 2)	銃猟を実施する場所は、人の日常生活圏※であるか ※ <u>人が生計をたて、普段活動する過程で行動する範囲。例えば住居や広場、生活用道路、商業施設、農地その他の勤務地、電車、自動車、船舶等も含まれる</u>	
危険鳥獣による人の生命又は身体に対する危害を防止する措置が緊急に必要 (法第 34 条の 2)	危険鳥獣による人の生命又は身体に対する危害を防止するための措置を緊急に講ずる必要があるか。 ※ <u>人の日常生活圏に侵入した時点で、基本的には条件に該当することとなると考えられる。</u>	
銃猟以外の方法では的確かつ迅速に危険鳥獣の捕獲等をすることが困難 (法第 34 条の 2)	銃猟以外では的確かつ迅速に捕獲できないか。 ※ <u>人の日常生活圏に侵入した時点で、基本的には条件に該当することとなると考えられる。</u>	
避難等によって地域住民等に弾丸が到達するおそれがない場合 (法第 34 条の 2)	通行禁止・制限の措置は必要に応じて講じられているか (法第 34 条の 4) 地域住民の避難は行われたか (法第 34 条の 4) 広報 (HP や SNS、防災無線等) は行われたか (政令) 通行の禁止・制限を行う場合は、管轄する警察署 (警察署長) に通報を行ったか (政令)	
	鉄道を含む場合は、鉄道施設の管理者へ協議が行われたか (政令) 軌道又は索道を含む場合は、軌道経営者又は索道事業者へ協議が行われたか 道路を含む場合は、道路管理者へ連絡したか 場所の管理者へ連絡したか (必要に応じて)	
	射線方向にバックストップはあるか ※ 屋内で壁に向けて発射する場合、その壁は十分に堅牢か、又は弾が通り抜けた場合の壁の先にバックストップがあるか	
	緊急銃猟を委託する者に留意点を伝えたか ※ 緊急銃猟を実施する場所、緊急銃猟の実施によって弾丸を到達させるべきではない危険性の高い物件の取扱いや、できる限り損壊すべきでない物件 (寺社仏閣、貴重品等) に関する情報、銃猟の対象鳥獣に関する情報等、やり取りに用いるジェスチャー等	
その他	(土地の立入りを伴う場合) 土地の立入りを行う者は証票を身に着けているか (法第 34 条の 3) 緊急銃猟を委託する者は証票を身に着けているか (法第 34 条の 2) 緊急銃猟の様子を記録する用意はあるか (任意) ※ スマートフォン、ビデオカメラ等での撮影は捕獲者の了承を得ているか。	

緊急銃猟を行う捕獲者に係るチェックリスト

確認事項	
要件	✓
法令で定める事項 (必須項目)	第一種銃猟免許を所持している ※ 装薬銃を使用する場合（麻醉銃猟をする場合は除く）
	第二種銃猟免許を所持している ※ 空気銃を使用する場合（麻醉銃猟をする場合は除く）
	過去一年以内に銃器による射撃を二回以上した者であること（麻醉銃猟をする場合は除く）
	過去三年以内に、緊急銃猟の実施のために使用しようとする銃器と同種の銃器を使用してクマ、イノシシ又はニホンジカの捕獲等をした経験がある
夜間に緊急銃猟をする場合に、法令で定める事項（麻醉銃猟を除く）	射撃場における五回以上の射撃において、次に掲げるいずれかの範囲（ライフル銃（特定ライフル銃を除く。）にあっては次のイに掲げる範囲）に全て命中させる技能又はこれと同等の技能を有している。 ※ なお、射撃線から標的までの距離は五十メートルとし、射撃姿勢（銃身を架台、土のう等に依託する場合を含む。）は問わない。 イ 標的の中心から二・五センチメートル ロ 標的の中心から五・〇センチメートル
	夜間銃猟安全管理講習として、夜間銃猟をする際の安全の確保に関する知識等について、五時間以上の講習を修了している者であること
	その他市町村の判断により任意で記載する事項 (記載例)
対象となる危険鳥獣の捕獲に関与したことがある。 ※ 必須の要件「過去三年以内にクマ、イノシシ又はニホンジカを仕留めた経験がある」では、例えば、ツキノワグマを捕獲しようとする際に、ニホンジカ捕獲経験をもっていれば足りるが、ここでは、実際に捕獲しようとする危険鳥獣の種類と同じ大型獣を捕獲している実績を市町村が任意に設定する追加的な要件において捕獲者に求めようとするもの	
対象となる危険鳥獣の捕獲に関する知識を有している ※ 委託時に、市町村担当者から対象となる危険鳥獣についてレクチャーを受けたことを含む。	
事前の訓練又は研修に参加したことがある。	
月　　日	
名　前	

- ※ 捕獲を行った経験は、例えば、止めさし等の銃猟の経験も含まれる。（麻醉銃猟にあっては、例えば、錯誤捕獲個体への麻醉銃猟の経験も含まれる。）
- ※ 同種の銃器とは、装薬銃、麻醉銃、空気銃といった銃の種類を指す。例えば、緊急銃猟で装薬銃を用いる場合で複数の装薬銃を所持している場合、どの装薬銃での捕獲等の経験であっても、緊急銃猟で用いる銃が装薬銃である限り、その用いる銃は複数所持するどの装薬銃でも、「同種の銃器」として把握される。

・許可権限

緊急銃猟	市長 ※不在時は副市長、部長へと権限を委譲する
緊急捕獲許可	県東部地方振興事務所林業振興部長
有害捕獲許可	県東部地方振興事務所林業振興部長
住居集合地域等の 麻醉銃猟許可 (緊急捕獲のみ)	県東部地方振興事務所林業振興部長
警察官職務執行法 による発砲命令	警察官 (発砲命令は警察側の判断で行われ、必ず命令がもらえるわけではないため留意する。)

・保険加入状況

保険	期間	事業者	緊急連絡先
緊急銃猟時補償 費用保険	R7. 9. 1～R8. 6. 1	東京海上日動 火災保険会社	

- 捕獲者は全員猟友会員を想定しており、鳥獣被害対策保険が使用できる場合がある。
鳥獣被害対策保険：対人、対物及び本人の傷害保険について補償
- 対物のうち、緊急銃猟の実施に伴い鳥獣が暴れ、民家等が破損した場合等通常生じる損失を保証できる。緊急銃猟時補償費用保険にも加入済み
- ※ハンター保険は個人が加入している保険であり、市町村に責任がある緊急銃猟では適用されない。

・準備物品

種類	数量	備考
マニュアル	5	石巻市作成
ガイドライン	1	環境省作成
緊急銃猟確認及び捕獲者 チェックリスト	各 10	
住宅地図、航空写真 等	必要部数	緊急銃猟実施時における交通制限、退避箇所等決定参考資料
捕獲者用腕章	5	市長が実施を指示してから着用
従事者用腕章	25	
広報車両	3	広報及び移動、通行制限範囲明示用として使用
無線・トランシーバー	6	現場指揮や屋内退避、交通制限の担当者に割り振る。
ヘルメット	15	捕獲者及びサポート者、その他の従事者
盾	1～2	クマ反撃時の射手緊急退避用、サポート者が装備
クマスプレー	10	サポート者、その他の従事者

カメラ・ビデオカメラ	1	スマホ等でも可
懐中電灯	5	
カラーコーン	必要個数	交通制限時にのみ使用 ※使用に当たっては道路法上許可が必要 であることから、事前に警察及び道路管理 者と調整が必要
土嚢	必要個数	バックストップ補強等

※数量は状況により増減する

緊急銃猟実施報告様式

速やかな情報共有のため、本報告の作成に時間要する場合（目安：3日程度を超える場合）には、★印のある回答項目のみまずはご回答いただき、後日（目安：1週間以内程度）、その他の回答項目についても回答をお願いします。

※回答欄について、空欄に必要事項を記載するか、該当するものに○をつけて下さい。
※回答欄が狭い場合には、改行により回答欄を広くして下さい。全体のページ数が様式のページ数を超えて構いません。

1. 基本情報

（1）緊急銃猟を実施した日時（★）

※一度の射撃で捕獲等が完了せず、複数回の射撃を行った場合には、全て記載下さい。

（2）緊急銃猟を実施した場所

住所（★） 緯度経度（10進法）	※緯度経度については、GPS 又は地図から読み取った情報を記載下さい。
緊急銃猟を実施した 場所の環境の種類	※例）市街地、建物内（建物の種類：）、農耕地、道路（のり面含む）、 河川敷・堤防、海岸、その他（）
緊急銃猟を実施した 場所の状況	※例）山林から 100m 離れた農地。視界は良い。
地図	※緊急銃猟を実施した場所の様子がわかる地図を添付して下さい。本回答欄に貼り付けていただくか、本報告の添付資料として別途提出下さい。

（3）天気

晴れ ・ くもり ・ 雨 ・ その他（ ）

2. 危険鳥獣に関する事項

(1) 危険鳥獣の種類等

鳥獣の種類 (★)			頭数(★) (親子の場合は その旨記載下さい)			推定 年齢	性別	オス・ メス		
大きさ	体長 cm	体高 cm	体重 (実測・目測)	kg		前掌幅・長さ (ツキノワグマに 限る)	cm	cm		
胃の内容物 (ツキノワグ マに限る)										
繁殖状況	※情報の収集方法等については、「 <u>特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン補足資料</u> 」Box4 も必要に応じご参照下さい。把握困難な場合には空欄で提出いただき、その後明らかになった場合にはご連絡下さい。									
個体識別に 係る DNA 検査の 実施状況	※把握困難な場合には空欄で提出いただき、その後明らかになった場合にはご連絡下さい。									
その他	※危険鳥獣に関して補足があれば、記載下さい。									

(2) 危険鳥獣の行動履歴

※初出没の通報から緊急銃猟の実施までの間の行動履歴について、可能な範囲で時系列に沿って箇条書きで記載下さい。危険鳥獣による被害の発生の日時や自治体による対応状況についても併せて記載下さい。

(3) 危険鳥獣による被害状況

人身被害 ※該当がある場合に○をつけて下さい。	
農林水産業被害 ※該当がある場合に○をつけて下さい。	
その他の被害(具体的に) ※該当がある場合に記載してください。	

(4) 危険鳥獣の出没の原因に係る考察

※何らかの誘引物に引き寄せられたなど、想像される原因について、ご担当者様の考察を記載下さい。

3. 緊急銃獣の実施に関する事項

(1) 緊急銃獣の実施体制

①人数等

役割	人数 (うち、兼務の人)	補足 (役職や所属、その他関連情報)
捕獲者		※市町村職員かどうか、また、鳥獣被害防止特別措置法に基づく鳥獣被害防止獣友会の所属の有無については記載下さい。
捕獲者を サポートする者		※市町村職員かどうか、また、鳥獣被害防止特別措置法に基づく鳥獣被害防止獣友会の所属の有無については記載下さい。
緊急銃獣の実施の判 断、緊急銃獣の実施の 市町村職員への指示又 は市町村以外の者への 委託を行う者		※役職や所属は記載下さい。
通行制限を行う者		※役職や所属は記載下さい。多数である場合には、簡略化して記載いただいて構いません。例) ○○課より○名
住民への避難を 呼びかける者		※役職や所属は記載下さい。多数である場合には、簡略化して記載いただいて構いません。例) ○○課より○名
緊急銃獣の様子を 記録する者		※役職や所属は記載下さい。
場所の管理者・地権者 との 調整を行う者		※役職や所属は記載下さい。
原状回復を行う者		※役職や所属は記載下さい。多数である場合には、簡略化して記載いただいて構いません。例) ○○課より○名

②都道府県への応援の要請を行った場合、派遣された都道府県職員の人数と、実施した内容

③警察官の協力を得た場合、警察官が実施した内容

--	--	--	--	--

(2) 通行制限・避難指示、銃猟の角度等

使用した銃	※例:ライフル銃(銃の製品名ではなく、種類を記載下さい。)	実包等の種類	※例:サボット弾(実包等の製品名ではなく、種類を記載下さい。)	射撃距離	※射撃時の捕獲者と危険鳥獣の距離を記載ください		
バックストップの材質		捕獲者とバックストップとのおよその角度					
土地の立ち入りの実施状況		※緊急銃猟の実施にあたって、他人の土地への立ち入りや障害物の除去についての実施状況について記載下さい。					
安全確保措置の概要		※通行禁止・制限範囲の設定、住民への避難指示の実施方法についてご記載下さい。					
概況図		<p>※模式的な図等を交えて説明して下さい。図の作成にあたっては、地図に本部設置場所、人員の配置、射撃位置、捕獲場所、避難範囲、交通規制範囲等を記載下さい。緊急銃猟ガイドライン P80～「事例」についても参考にして下さい。</p> <p>※手書きの図をスキャン等して画像として貼り付けていただけたり、別ファイルで添付していただくことも可能です。</p>					
緊急銃猟の実施に係る対応履歴		※緊急銃猟の実施のための手順の実施履歴について、可能な範囲で時系列に沿って箇条書きで記載下さい。2(2)に集約して記載した方が記載しやすい場合には、それでも構いません。					

(3) 緊急銃獵の実施結果

危険鳥獣の捕獲等の有無(★)		有・無					
発射弾数		命中弾数		貫通弾数			
跳弾等の有無	有・無		跳弾の状況				
物損の有無		有・無					
物損がある場合の今後の対応							
その他	※緊急銃獵の実施結果に関して補足があれば、記載下さい。						

4. 緊急銃獵を実施した市町村の対応経験や事前準備の状況

(1) 過去5年間の危険鳥獣の対応経験

緊急銃獵の実施の有無	有・無
緊急銃獵以外の方法による 人の日常生活圏における危険鳥獣の捕獲等の 対応の有無	有・無
捕獲等以外(追い払い等)の方法による 人の日常生活圏における危険鳥獣の対応の有 無	有・無

(2) 緊急銃獵の実施に備えた平時における事前準備の状況

対応マニュアル の 作成の有無	有・無	対応マニュアルの 作成に関する状況	
権限委任等の有 無	有・無	権限委任等の状況 (委任等をしている場合には その方法を含む)	
捕獲者の確保の 有無	有・無	捕獲者の確保の状況	
訓練・研修等の 実施の有無	有・無	訓練・研修等の実施状況	
加入している保険の会社 名、保険商品名、主な補 償内容			
交付金の利用状況			

5. 考察

※成果や課題等について自由に記載下さい。

注) 報告いただいた情報は、緊急銃猟制度の運用の改善等に活用させていただきます。

また、報告いただいた対応事例について、都道府県及び市町村に情報共有を行う場合には、個別に相談いたします。

緊急銃猟損失補償請求書

石巻市長殿

下記の損失について、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
第34条の6及び同施行規則第41条の5により、補償を請求します。

1 請求者情報

氏名 (法人の場合は名称と代表者名)	
住所 (法人の場合は主たる事務所の所在地)	
連絡先	
振込口座 (請求者氏名と名義人は同じになるように注意してください)	金融機関 : 支店 : 口座種別 当座・普通 口座番号 : 口座名義 :
請求日 (提出日)	令和 年 月 日

2 損失の内容

緊急銃猟を実施した日	令和 年 月 日
損失発見日	令和 年 月 日
損失の内容 (例: 窓ガラスの破損、畳の血痕跡)	
損失の原因 (例: 銃弾の被弾)	
損失額 (見積金額)	円 内訳
添付書類 (添付する書類に✓を入れてください)	<input type="checkbox"/> 見積書 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> その他証明書類 ()

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
(平成十四年法律第八十八号)

(鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可)

- 第九条 学術研究の目的、鳥獣の保護又は管理の目的その他環境省令で定める目的で鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等をしようとする者は、次に掲げる場合にあっては環境大臣の、それ以外の場合にあっては都道府県知事の許可を受けなければならない。
- 一 第二十八条第一項の規定により環境大臣が指定する鳥獣保護区の区域内において鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等をするとき。
 - 二 希少鳥獣の捕獲等又は希少鳥獣のうちの鳥類の卵の採取等をするとき。
 - 三 その構造、材質及び使用の方法を勘案して鳥獣の保護に重大な支障があるものとして環境省令で定める網又はわなを使用して鳥獣の捕獲等をするとき。
- 2 前項の許可を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、環境大臣又は都道府県知事に許可の申請をしなければならない。
 - 3 環境大臣又は都道府県知事は、前項の許可の申請があったときは、当該申請に係る捕獲等又は採取等が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第一項の許可をしなければならない。
 - 一 捕獲等又は採取等の目的が第一項に規定する目的に適合しないとき。
 - 二 捕獲等又は採取等によって鳥獣の保護に重大な支障を及ぼすおそれがあるとき
(鳥獣の管理の目的で捕獲等又は採取等をする場合であって、環境省令で定める場合を除く。)。
 - 三 捕獲等又は採取等によって第二種特定鳥獣管理計画又は特定希少鳥獣管理計画に係る鳥獣の管理に重大な支障を及ぼすおそれがあるとき。
 - 四 捕獲等又は採取等に際し、住民の安全の確保又は環境省令で定める区域(以下「指定区域」という。)の静穏の保持に支障を及ぼすおそれがあるとき。
 - 4 環境大臣又は都道府県知事は、第一項の許可をする場合において、その許可の有効期間を定めるものとする。
 - 5 環境大臣又は都道府県知事は、第一項の許可をする場合において、鳥獣の保護、第二種特定鳥獣管理計画若しくは特定希少鳥獣管理計画に係る鳥獣の管理又は住民の安全の確保及び指定区域の静穏の保持のため必要があると認めるときは、その許可に条件を付することができる。
 - 6 環境大臣又は都道府県知事は、次の各号に掲げる計画が定められた場合において、当該各号に定める鳥獣について第一項の許可をしようとするときは、それぞれ当該各号に掲げる計画の達成に資することとなるよう適切な配慮をするものとする。
 - 一 第一種特定鳥獣保護計画 当該第一種特定鳥獣保護計画に係る第一種特定鳥獣
 - 二 第二種特定鳥獣管理計画 当該第二種特定鳥獣管理計画に係る第二種特定鳥獣
 - 三 希少鳥獣保護計画又は特定希少鳥獣管理計画 当該希少鳥獣保護計画又は特定希少鳥獣管理計画に係る希少鳥獣
 - 7 環境大臣又は都道府県知事は、第一項の許可をしたときは、環境省令で定めるところにより、許可証を交付しなければならない。

- 8 第一項の許可を受けた者のうち、国、地方公共団体、第十八条の五第二項第一号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者（第十四条の二において「認定鳥獣捕獲等事業者」という。）その他適切かつ効果的に第一項の許可に係る捕獲等又は採取等をすることができるものとして環境大臣の定める法人は、環境省令で定めるところにより、環境大臣又は都道府県知事に申請をして、その者の監督の下にその許可に係る捕獲等又は採取等に従事する者（以下「従事者」という。）であることを証明する従事者証の交付を受けることができる。
- 9 第一項の許可を受けた者は、その者又は従事者が第七項の許可証（以下単に「許可証」という。）若しくは前項の従事者証（以下単に「従事者証」という。）を亡失し、又は許可証若しくは従事者証が滅失したときは、環境省令で定めるところにより、環境大臣又は都道府県知事に申請をして、許可証又は従事者証の再交付を受けることができる。
- 10 第一項の許可を受けた者又は従事者は、捕獲等又は採取等をするときは、許可証又は従事者証を携帯し、国又は地方公共団体の職員、警察官その他関係者から提示を求められたときは、これを提示しなければならない。
- 11 第一項の許可を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、環境省令で定めるところにより、許可証又は従事者証（第四号の場合にあっては、発見し、又は回復した許可証又は従事者証）を、環境大臣又は都道府県知事に返納しなければならない。
- 一 次条第二項の規定により許可が取り消されたとき。
 - 二 第八十七条の規定により許可が失効したとき。
 - 三 第四項の規定により定められた有効期間が満了したとき。
 - 四 第九項の規定により許可証又は従事者証の再交付を受けた後において亡失した許可証又は従事者証を発見し、又は回復したとき。
- 12 第一項の許可を受けた者又は従事者は、捕獲等をするときは、その使用する猟具（環境省令で定めるものに限る。）ごとに、見やすい場所に、住所及び氏名又は名称その他環境省令で定める事項を表示しなければならない。
- 13 第一項の許可を受けた者は、第四項の規定により定められた許可の有効期間が満了したときは、環境省令で定めるところにより、その日から起算して三十日を経過する日までに、その許可に係る捕獲等又は採取等の結果を環境大臣又は都道府県知事に報告しなければならない。
- 14 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第四条第三項に規定する国内希少野生動植物種及び同法第五条第一項に規定する緊急指定種（以下「国内希少野生動植物種等」という。）に係る第一項の鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等については、同法第十条第一項の許可を受けたとき、同法第四十七条第一項に規定する認定保護増殖事業等としてするとき、又は同法第五十四条第二項の規定により国の機関若しくは地方公共団体が環境大臣に協議したときは、第一項の許可（環境大臣に係るものに限る。）を受けることを要しない。

(緊急銃猟)

第三十四条の二 市町村長（特別区の区長を含む。以下この章において同じ。）は、危険鳥獣が、住居、広場その他の人の日常生活の用に供されている場所又は電車、自動車、船舶その他の人の日常生活の用に供されている乗物（以下この項において「住居等」という。）に侵入していること又は侵入するおそれが大きいことを把握し、かつ、当該危険鳥獣による人の生命又は身体に対する危害を防止するための措置を緊急に講ずる必要があると認める場合において、銃器を使用した鳥獣の捕獲等（以下「銃猟」という。）以外の方法によっては的確かつ迅速に当該危険鳥獣の捕獲等をすることが困難であり、かつ、第三十四条の四の規定による措置その他の措置を講ずることにより銃猟によって人に弾丸の到達するおそれその他の人の生命又は身体に危害を及ぼすおそれがないと認めるときは、住居等又はその付近において、当該危険鳥獣について銃猟をすることができる。

- 2 市町村長は、前項の規定による銃猟（以下「緊急銃猟」という。）をしようとするときは、その職員に緊急銃猟を実施させ、又はその職員以外の者に委託して緊急銃猟を実施させることができる。この場合において、市町村長は、緊急銃猟を実施する場所、緊急銃猟の実施に当たり留意すべき事項その他の緊急銃猟の実施に関する事項をこれらの者に明らかにするものとする。
- 3 市町村長は、前項の規定により緊急銃猟を実施させる場合には、第三十九条第一項に規定する狩猟免許を受けた者であることその他の適正に緊急銃猟を実施するため必要な経験、技能及び知識を有する者として政令で定める要件を備える者に緊急銃猟を実施させるものとする。
- 4 緊急銃猟を実施する者は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 5 緊急銃猟として実施する行為については、第八条、第十五条第四項、第十七条、第三十五条第二項及び第三項並びに第三十八条の規定は、適用しない。ただし、同条第三項（弾丸の到達するおそれのある人に向かってする銃猟の制限に係る部分に限る。）の規定については、市町村長の指揮を受け、人の生命又は身体に危害を及ぼすがないように当該緊急銃猟を実施する場合に限る。

(緊急銃猟等のための土地の立入り等)

第三十四条の三 市町村長は、緊急銃猟をし、又は緊急銃猟により捕獲等をした危険鳥獣の適切な処理をするために必要な限度において、その職員に他人の土地に立ち入らせ、若しくは障害物を除去させ、又はその職員以外の者に委託して他人の土地に立ち入らせ、若しくは障害物を除去させることができる。

- 2 前項の規定による措置を実施する者は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(安全を確保するための措置)

第三十四条の四 市町村長は、緊急銃猟をしようとする場合において、緊急銃猟の実施に伴う人の生命又は身体に対する危害を防止するため必要があると認めるときは、政

令で定める手続に従い、当該危害が発生するおそれのある場所の通行を禁止し、又は制限することができる。

- 2 市町村長は、緊急銃猟をしようとする場合において、緊急銃猟の実施に伴う人の生命又は身体に対する危害を防止するため必要があると認めるときは、当該危害が発生するおそれのある地域の住民に対し、避難すべき旨を指示することができる。

(都道府県知事に対する応援の要求等)

第三十四条の五 市町村長は、緊急銃猟をする必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、的確かつ迅速に当該緊急銃猟をし、又は第三十四条の三第一項若しくは前条の規定による措置を講ずるため、応援を求めることができる。この場合において、当該応援を求められた都道府県知事は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。

- 2 前項の応援に従事する者は、同項に規定する措置の実施については、当該応援を求めた市町村長の指揮の下に行動するものとする。
- 3 第一項の規定により都道府県知事の応援を受けた市町村長は、当該応援に要した費用を負担しなければならない。

(損失の補償)

第三十四条の六 市町村長は、緊急銃猟の実施又は第三十四条の三第一項の規定による措置のため損失を受けた者に対し、通常生ずべき損失の補償をする。

- 2 前項の補償を受けようとする者は、市町村長にその請求をしなければならない。
- 3 市町村長は、前項の請求を受けたときは、補償すべき金額を決定し、その請求をした者に通知しなければならない。
- 4 前項の規定による金額の決定に不服がある者は、同項の規定による通知を受けた日から六月を経過する日までの間に、訴えをもってその増額の請求をすることができる。
- 5 前項の訴えにおいては、市町村（特別区を含む。）を被告とする。

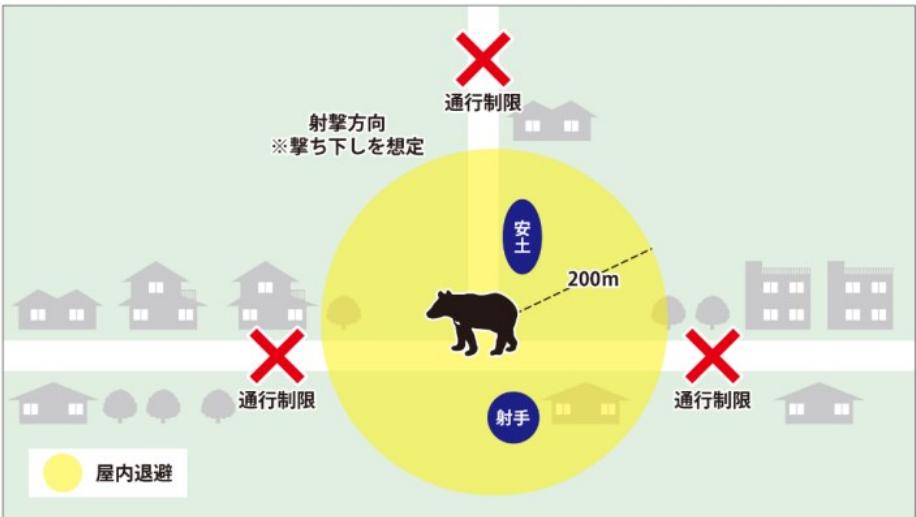
(危険猟法の禁止)

第三十六条 爆発物、劇薬、毒薬を使用する猟法その他環境省令で定める猟法（以下「危険猟法」という。）により鳥獣の捕獲等をしてはならない。ただし、第十三条第一項の規定により鳥獣の捕獲等をする場合又は次条第一項の許可を受けてその許可に係る鳥獣の捕獲等をする場合は、この限りでない。

1) 実例

過去に実際に人の日常生活圏で銃獵が行われた実例を参考として紹介する。

なお、下記は緊急銃獵制度創設前の事例であり、今後、新たな緊急銃獵の事例収集により、当項目を充実する予定である。

事例 1 : A 市の事例（屋内退避）
<p>概要：銃獵の際、安全確保のために現地に通じる道 3 か所を消防、警察車両により物理的に封鎖。付近（鳥獣から半径 200m 内）住民に屋内退避を要請</p> 

事例 2 : B 市の事例（区域外退避）
<p>概要：施設内に入り込んだクマに対応するため、銃獵の際に、人の立ち退き後に施設及び駐車場を封鎖して対応。</p> 

2) 仮想の例

本書で解説してきた安全確保措置の考え方等を踏まえ、ここでは仮想の事例をもとに、想定される緊急銃猟による対応を紹介する。

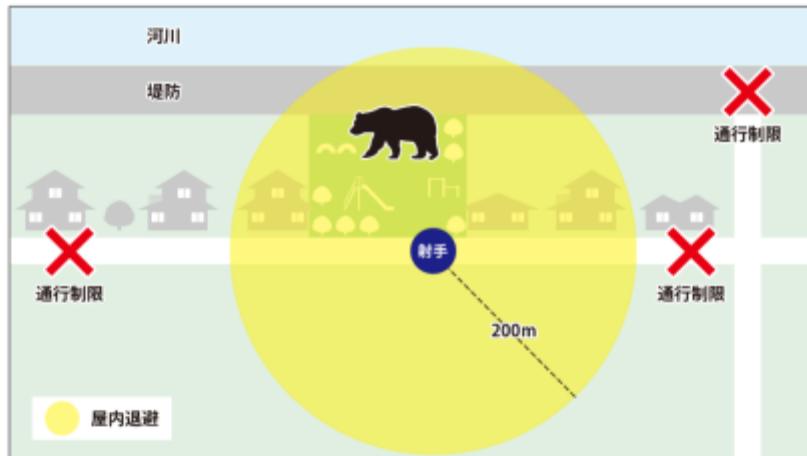
仮想例 1 (屋外・クマ)

河川敷に出没したクマに対し、柔らかい土で構成される法面を安土として発砲

○概要

出没時の状況	河川敷を移動したクマが公園に出没し通報。安全確保措置を講じたうえで発砲
使用する銃、実包等	特定ライフル銃 (サボットスラッグ弾)
バックストップ	河川敷 法面 (表面は柔らかい土で構成)
安全確保措置	当該公園に接続する道路の通行禁止又は制限及び付近約 200m の範囲の家屋で屋内退避

○概況図



○発砲時のイメージ

